

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書

産科や小児科の閉鎖、地域医療の崩壊が大きな国民不安となっている。その中で奈良社会保険病院は、様々な医療の需要に応える地域に密着した中核的な病院としてだけではなく、産科医療、小児救急、看護師の養成など奈良県の医療を守るうえでも多大な貢献をしている。

ところが、社会保険庁の全国健康保険協会への移行に伴い、今年９月３０日をもって社会保険病院や介護老人保健施設などの保有は、社会保険庁から「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」に移管され、平成２２年１０月を目途に適切な譲渡先を検討することとされている。

もし、経営移譲に伴い同病院が地域において果たしてきた医療機能が低下することになれば、地域住民の医療確保の困難だけでなく、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすことが危惧される。

よって、国におかれては、奈良社会保険病院が地域医療において重要な役割を果たしてきたことに鑑み、地域の医療体制を損なわないためにも、引き続き公的病院として存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２０年１２月１１日

大和高田市議会